

人権教育研究推進事業公募要領

1 事業名
人権教育研究推進事業**2 事業の趣旨**

人権教育については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しており、同法を受け、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこと等としている。このため、推進地域・指定校の指定による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。推進地域・指定校においては、策定する事業実施計画に基づき、地域の実態等に応じた先進的な取組を実施するものとし、その結果得られた成果や課題を全国に普及・啓発することにより、人権教育の推進に資することを事業の目的とする。

研究に当たっては、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）を踏まえて、研究テーマの設定、調査研究の実施、成果の検証等を行うこととする。

なお、2019年度予算成立後に直ちに事業を開始していただけるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに御留意いただきたい。

3 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目に関する詳細については別紙を参照すること。

- (1) 人権教育総合推進地域事業
- (2) 人権教育研究指定校事業

4 事業の委託先

原則として都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人等に委託する。ただし、上記3に示した事業内容のうち(1)については、都道府県・指定都市教育委員会に委託する。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等**(1) 提出様式**

企画提案書は、事業実施申請書によって代えることとし、共通様式1、共通様式2-1、別紙様式1-1、別紙様式1-2を提出すること。また、事業の一部を第三者に再委託することを希望する場合は、共通様式2-2及び共通様式3も併せて提出すること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ一等の判読しやすいもので作成すること。

なお、「別紙様式1-1」及び「別紙様式1-2」の枚数は、1推進地域又は1指定校につき片面印刷で6枚までとすること。

- (2) 提出部数
正本1部、副本2部を提出すること。
- (3) 提出方法
書類は、以下の2通りで提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。
- ①電子メール
- ・別紙様式1「事業実施計画書」をWord又は一太郎ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
 - ・メールの件名は「【機関名】人権教育研究推進事業計画書提出」とすること。
 - ・ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
 - ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
 - ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。
- ②郵送等（郵便、宅配便等）
- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
 - ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- (4) 提出先
- ①電子メール
jidous@mext.go.jp
- ②郵送先及び本件担当
〒100-8959
東京都千代田区霞が関三丁目2-2
文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係（宛）
TEL:03-5253-4111（内線3297）
※封筒に「人権教育研究推進事業計画書在中」と朱書きのこと。
- (5) 提出締切
平成31年2月12日（火）
- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
 - ・郵送等の場合、当日18:00必着
 - ・提出後の差し替えや再提出は認めない。
- (6) その他
事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7 事業規模（予算）

別紙参照

8 選定方法等

- (1) 選定方法
採択地域のバランスや人権課題のテーマ（※）のバランス等も考慮し、審査委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3の(1)(2)に示す内容ごとに行う。
※テーマの分類については実施計画書の様式で示しているもので、申請者が選択した分類で判断する。
- (2) 審査基準
別途定める審査基準のとおり。
- (3) 審査委員会による意見
採択にあたっては、審査委員会における審査を踏まえ、事業実施の改善のための条件又は意見を付すことがある。事業実施にあたっては、この条件又は意見を踏まえて実施するように努めること。

- (4) 選定結果の通知
選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者（学校法人のみ）は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人には適用しない。
- (4) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

10 スケジュール（予定）

- ①公募開始：平成31年1月22日（火）
- ②公募締切：平成31年2月12日（火）
- ③選定：平成31年3月中旬頃
- ④結果通知：平成31年3月中旬頃
- ⑤契約締結：2019年度予算が成立した場合に、成立日以降の2019年度の日付で順次締結する。
- ⑥契約期間：契約締結日から2020年3月31日まで

※契約締結後でなければ事業に着手できないので、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知すること。

11 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備しておくこと。

なお、再委託先がある場合には、再委託先にも周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡とあわせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

1.2 事業の成果について

(1) 現状・成果の把握・検証

本事業の成果については、当該事業の目的に応じた、適切な方法により検証・評価を必ず行うこと。評価の実施に当たっては、客観的・定量的な計測が可能な指標を設定する。また、終了時における成果の把握に加えて、事業の開始時の状況も把握し、当該指標に基づく評価を事業実施前後で比較して行うこと。

(2) 公表・周知

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、作成した全ての指導資料等の参考資料）は、文部科学省において、報告書の配布等を通じて、広く普及・啓発する。そのため、事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会等は、成果物の提供等について協力すること。

また、事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会等においても、事業完了後3年間は、成果物をウェブサイト等で公表し、広く情報提供して積極的な情報発信に努めること。

1.3 その他

事業に係る問合せや接触等については、全ての者に対して一律に公平な取扱いとなるよう情報提供を行う。

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

また、申請時に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写しを提出する場合、認定の取消などにより申請時と異なる状況となった場合には、速やかに届け出ること。

人権教育研究推進事業

1. 事業の趣旨

委託を受け本事業を実施する教育委員会等は、以下に示す事業内容に沿った上で、地域の実態等に応じ、より具体的な研究テーマを設定し、調査研究を実施する。

なお、研究テーマは、調査研究がより具体的で効果のある取組となるよう、問題意識を明確化した上で設定するように配慮すること。

また、研究に当たっては、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）を踏まえて、研究テーマの設定、調査研究の実施、成果の検証等を行うこと。

2. 事業の内容

(1) 人権教育総合推進地域事業

① 趣旨

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資する。

② 事業の内容

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、地域の実態等に応じ、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の先進的な取組を行い、その結果得られた成果や課題を普及・啓発する。

③ 事業の実施方法

i) 人権教育総合推進地域の指定

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、人権教育に総合的に取り組む地域を人権教育総合推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。推進地域の範囲は、原則として中学校区程度とする。

ii) 推進協力校の指定

各推進地域内においては、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の中からあわせて5校（園）程度の推進協力校を指定する。推進協力校は、推進協力校間の連携に留意し、関係機関の協力を得つつ、実践的な研究を行う。

iii) 人権教育総合推進会議の設置

推進地域においては、教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等から委員を委嘱し、当該委員からなる、人権教育総合推進会議を設置する。

人権教育総合推進会議は、推進地域において推進協力校が、行政機関や福祉関係機関等の関係機関の協力を得て行う各種取組が一体のものとして効果的に推進されるよう、推進協力校や関係教職員等に対する助言及び指導を行うものとする。

る。

iv) 調査研究の実施、報告

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の先進的な取組を実施し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資する研究を実施する。また、調査研究の成果を検証・評価し、報告書等（作成した全ての指導資料等の参考資料を含む）を文部科学省に提出する。

v) その他

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、推進地域市区町村教育委員会及び推進地域に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、域内において研究の成果を普及するものとする。

推進地域市区町村教育委員会においては、人権教育担当、各教科等の指導担当及び社会教育担当等間での連携を緊密に図ることが適当である。

また、委託期間終了後の継続的な取組の実施に努めること。

④ 採択数及び事業規模

40地域程度

一推進地域あたり、700千円程度

※採択数及び事業規模は、今後の国会審議の過程で変更する可能性があることに御留意いただきたい。

(2) 人権教育研究指定校事業

① 趣旨

人権意識を培うための学校教育の在り方について、都道府県教育委員会との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。

② 事業の内容

事業の委託を受けた教育委員会等は、人権教育研究指定校において、人権意識を培うための先進的な学校教育の在り方について実践的な研究を行い、その結果得られた成果や課題を普及・啓発する。

③ 事業の実施方法

i) 人権教育研究指定校の指定

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会等は、人権教育に関し実践的な研究を行う幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校を人権教育研究指定校として指定する。

ii) 調査研究の実施、報告

人権教育研究指定校において、人権意識を培うための先進的な学校教育の在り方について実践的な研究を実施する。また、調査研究の成果を検証・評価し、報告書等（作成した全ての指導資料等の参考資料を含む）を文部科学省に提出する。

iii) その他

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会等は、それぞれ指定を行った指定校及び公立学校については指定校が所在する市区町村教育委員会に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、研究の成果を普及するものとする。この場合、人権教育担当と各教科等の指導担当等間での連携を緊密に図りつつ、指導等を行うことが適当である。

また、委託期間終了後の継続的な取組の実施に努めること。

④ 採択数及び事業規模

100校程度

一指定校あたり、180千円程度

※採択数及び事業規模は、今後の国会審議の過程で変更する可能性があることに御留意いただきたい。

人権教育研究推進事業審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、事業の予算の範囲内で、①人権教育総合推進地域事業、②人権教育研究指定校事業の事業ごとに、各評価項目の合計得点及び地域のバランス等を総合的に勘案した上で、複数のものを採択案件に決定する。

2 審査方法

事業実施計画書等に基づき、文部科学省に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

- I 評価は、以下の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査委員がそれぞれ決定した得点の合計の平均点により行う。なお、すべての審査委員の評価項目の合計得点を足して平均した点数が20点以下の場合には採択しない。

〔評価基準〕

5：大変優れている 4：優れている 3：妥当である

2：やや不十分である 1：不十分である

(1) 趣旨・目的の妥当性、取組の意義・重要性等【5点×2＝10点】

- ① 人権教育に対する従来の取組の成果及び課題を踏まえた上で、これまでになかった新たな取組を行うものであること。また、他の地域・学校での取組にはない独自性を有していること。
- ② 他の地域・学校への波及効果が期待できる取組であること。また、具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定を行うこととしていること。

(2) 取組の形態、実施体制等【5点×5＝25点】

- ① 学校・家庭・地域間の連携、関係機関・団体との連携又は校種間の連携について、必要な取組が組み入れられていること。
- ② 学習活動の形態として、一方的な講義形式のもののみでなく、学習者が主体的に参加できる取組が組まれていること。
- ③ 単発のイベントに終わることなく、一定のまとまりをもった教育活動が、計画的に進められることとなること。
- ④ 本事業の指定終了後も、自立的かつ発展的な運営が可能な組織体制が整えられているか。
- ⑤ 妥当な経費が計上されているか。

(3) 計画の実現性・有効性等【5点×3＝15点】

- ① 明確な目標設定があり、それに対応した実施計画になっていること。また、具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定を行うこととしていること。
- ② 児童生徒の発達段階を踏まえた取組となっていること。
- ③ 一年間で、一定の成果を出す計画となっていること。

Ⅱ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点を行うものとする。【最大1.5点】

※ 内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について(http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階3＝1.5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
 - ・プラチナくるみん認定＝1点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝1点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

事業実施申請書

年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

(受託者) 住 所
 名 称
 代表者職・氏名

印

年度人権教育研究推進事業の実施について

年度人権教育研究推進事業の実施について、事業実施申請書を提出します。

事業内容	事業実施の有無 (○×で記載)	委託金額 (円)
①人権教育総合推進地域事業	○	/
②人権教育研究指定校事業	○	/
合 計	/	_____ 円

事業実施計画については、別紙様式 1 - 1、別紙様式 1 - 2 を提出します。

所要経費について

【委託先用】

【事業内容名】

【組織名】

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
諸謝金		
旅費		
借損料		
印刷製本費		
消耗品費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
保険料		
再委託費		
消費税相当額		
計		

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。
- 3 「消費税相当額」には、不課税対象経費にかかる消費税相当額を計上すること。

所要経費について

【再委託先用】

【事業内容名】

【組織名】

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
諸謝金		
旅費		
借損料		
印刷製本費		
消耗品費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
保険料		
消費税相当額		
計		

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。
- 3 「消費税相当額」には、不課税対象経費にかかる消費税相当額を計上すること。

事 業 内 容 名

組 織 名

第三者への再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性及び効果	
再委託金額（単位：円） 円	※積算の内訳は共通様式 2 - 2 に記載。

「人権教育総合推進地域事業」事業実施計画書

都道府県・指定都市名 (○○県)

I. 都道府県・指定都市教育委員会における取組

1. 調査研究のテーマ

(1) 調査研究のテーマ

(2) 調査研究のテーマを設定した背景

※ 上記(1)のテーマに基づく調査研究を実施するための問題意識を明確化し、調査研究の方向性を具体的に記載すること。

2. 調査研究の体制・内容等

(1) 指定を予定する推進地域の概要

推進地域 市区町村教育委員会名	推進地域名	これまでの 研究指定等の状況

※ 行が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

※ 推進地域を委託契約後に確定する場合など、具体的な地域名を記載できない場合には、可能な範囲で地域名を記載し、その状況(決定までの今後の予定)についても記載すること。

※ 「これまでの研究指定等の状況」欄には、当該指定を予定する地域における、平成30年度までの国による人権教育研究推進事業の指定状況等を記載すること。

(2) 推進体制

※ 本事業全体に関する推進体制を、できる限り図等を用いて記載すること。

※ 運営協議会等、研究推進のための全体を統括する協議会等を設置する場合には、その構成員の一覧も記載すること。

(3) 調査研究の内容等

(現状の分析と課題)

※ 児童生徒や学校、地域の現状について、データ等に基づいて分析したものを踏まえて、課題を具体的に記載すること。

(調査研究の内容)

※ 上記「(現状の分析と課題)」を踏まえて課題を設定し、仮説(課題と仮説の関係、仮説を支持する根拠等を含む。)を含めた内容を記載すること。

※ 都道府県・指定都市教育委員会として行う、推進地域市区町村教育委員会及び推進地域に対する指導、助言及び援助に関する取組等について、具体的に記載すること。

(実施方法・検証・評価・普及)

※ どのような手段や実施方法により、どのような成果・効果が期待されるのか、また、成果を検証・評価する具体的な方法等について記載すること。

※ 事業実施による成果や課題を、都道府県・指定都市教育委員会として、どのように域内へ普及・啓発を図っていくか等について、具体的に記載すること。

※ 委託期間終了後にどのように継続的な取組を実施していくか、具体的に記載すること。

(4) 実施計画

時 期	内 容	備 考
※記載例		
○月上旬	第1回運営協議会開催(〇〇について協議・検討)	参加者〇〇人
○月中旬	指導主事による推進地域訪問指導	訪問先: 〇〇
・	・	人数: 〇人
・	・	対象: 〇〇〇
・	・	
○月中旬	〇〇県人権教育研究推進事業成果報告会の開催	参加者数見込み
	研究報告書の印刷・配付	〇〇〇人

○月下旬		対象：○○○ ○○冊 配布先：○○○
------	--	--------------------------

※ 都道府県・指定都市教育委員会として行う、推進地都市区町村教育委員会及び推進地域に対する指導、助言及び援助や、研究の成果の普及等に関する取組等について記載すること。

※ 会議等の開催については参加人数・対象者（教員、地域住民等）、旅費を伴う調査等については人数・目的地、印刷物の印刷・配布については、部数・配布先等を、備考欄に明記すること。

3. 文部科学省との連絡担当者

所属・役職	○○県教育委員会○○課・主任
氏名	文科 太郎
電話番号	03-5253-4111（すべて半角）
FAX番号	03-5253-4111（すべて半角）
E-mailアドレス	jidous@mext.go.jp（すべて半角）

※ E-mailアドレスについては、所属部署の代表 E-mail アドレス及び個人 E-mail アドレスの両方を記載すること。

※ 所要経費については、「人権教育総合推進地域事業」と「人権教育研究指定校事業」を合わせて、「共通様式2-1」により提出すること。また、第三者への再委託を行う場合は、「共通様式3」及び「共通様式2-2」を提出すること。

Ⅱ. 推進地域における取組 **※以下、推進地域が複数ある場合は推進地域ごとに作成すること。**

推進地域市区町村教育委員会名 : ○○市教育委員会

推進地域名 : ○○中学校区

1. 調査研究のテーマ

(1) 調査研究のテーマ

※ 都道府県・指定都市教育委員会としてのテーマを踏まえ、推進地域として設定するテーマを記載すること。

(2) 調査研究のテーマを設定した背景

※ 上記(1)のテーマに基づく調査研究を実施するための問題意識を明確化し、調査研究の方向性を具体的に記載すること。

(3) 取り組む人権課題（該当するものに○印。複数選択可）

①女性	
②子供	
③高齢者	
④障害者	
⑤同和問題	
⑥アイヌの人々	
⑦外国人	
⑧HIV感染者・ハンセン病患者等	
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	

⑪インターネットによる人権侵害	
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬いじめ	
⑭性的指向、性自認	
⑮その他（ ）	

※ その他を選択する場合は、取り組む人権課題の内容を括弧内に記載し、右欄に○印を付すこと。

2. 調査研究の体制等

(1) 推進体制

※ 調査研究に関する推進体制を、できる限り図等を用いて記載すること。推進地城市区町村教育委員会においては、人権教育担当、各教科等の指導担当及び社会教育担当等間で緊密に連携がとれる体制となるよう留意すること。

(2) 人権教育総合推進会議の構成

所属・役職、資格、経験等	氏名

(3) 推進協力校の概要

学校名	学級数	児童生徒数
※記入例 〇〇市立〇〇小学校	〇学級（うち特別支援学級〇学級）	全児童数：〇〇〇人 （平成 年 月 日現在）

※ 行が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

- ※ 推進協力校を委託契約後に確定する場合など、具体的な学校名を記載できない場合には、可能な範囲で記載し、その状況（決定までの今後の予定）についても記載すること。

3. 調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容等

(現状の分析と課題)

- ※ 児童生徒や学校、地域の現状について、データ等に基づいて分析したものを踏まえて、課題を具体的に記載すること。

(調査研究の内容)

- ※ 上記「(現状の分析と課題)」を踏まえて課題を設定し、仮説（課題と仮説の関係、仮説を支持する根拠等を含む。）を含めた内容を記載すること。

(実施方法)

- ※ どのような手段や実施方法により、どのような成果・効果が期待されるのか、どのような点が先進的なのか等について具体的に記載すること。
- ※ 学校における児童生徒を対象とする取組について記載するに当たっては、対象とする学年や、どの教科・科目においてどのような指導方法により取り組むかが分かるよう、具体的に記載すること。

(検証・評価・普及)

- ※ 成果を検証・評価する具体的な方法等について記載すること。
- ※ アンケートによる児童生徒の変容、指導資料の作成や指導計画の改善など、どのような成果が期待されるのか、具体的に記載すること。
- ※ 成果の検証・評価を行うに当たっては、例えば、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における次の項目について、前年度の結果と事業実施後の状況を比較することが考えられる。
 - ・いじめの認知件数
 - ・暴力行為発生件数また、アンケート調査により評価を行う際に参考となるデータとしては、例えば、次の項目が考えられる。
 - ・自分の気持ちを大切にしようと思うか
 - ・友達の気持ちを大切にしようと思うか
 - ・他人の考えや立場を尊重しようと思うか
 - ・友達に嫌なことをしたり、嫌な思いをさせることはあるか
 - ・友達が困っているとき自分から助けることはあるか
 - ・友達の考えが素晴らしいと思うことはあるか
 - ・友達や周囲の人から認められていると思うか
 - ・人権を尊重したいと思うか

- ※ 事業実施による成果や課題を、どのように他の地域へ普及・啓発を図っていくか等について、具体的に記載すること。
- ※ 委託期間終了後にどのように継続的な取組を実施していくか、具体的に記載すること。

(2) 実施計画

時 期	内 容	備 考
※記載例		
○月上旬	第1回人権教育総合推進会議開催 (○○について協議・検討)	参加者 : ○○人
○月中旬	◇◇◇◇の実施	
・	・	参加者 : ○○人
・	・	対象 : ○○○
・	・	○○冊
○月中旬	研究授業の公開	配布先 : ○○○
○月下旬	研究報告書の印刷・配付	

- ※ 会議等の開催については参加人数・対象者（教員、地域住民等）、旅費を伴う調査等については人数・目的地、印刷物の印刷・配布については、部数・配布先等を、備考欄に明記すること。

「人権教育研究指定校事業」事業実施計画書

都道府県・指定都市名 (○○県)

I. 都道府県・指定都市教育委員会における取組

1. 調査研究のテーマ

(1) 調査研究のテーマ

(2) 調査研究のテーマを設定した背景

※ 上記(1)のテーマに基づく調査研究を実施するための問題意識を明確化し、調査研究の方向性を具体的に記載すること。

2. 調査研究の体制・内容等

(1) 指定を予定する研究指定校の概要

学校名	これまでの研究指定等の状況
※記入例 ○○市立○○小学校	

※ 行が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

※ 研究指定校を委託契約後に確定する場合など、具体的な学校名を記載できない場合には、可能な範囲で記載し、その状況(決定までの今後の予定)についても記載すること。

※ 「これまでの研究指定等の状況」欄には、当該指定を予定する学校における、平成30年度までの国による人権教育研究推進事業の指定状況等を記載すること。

(2) 推進体制

※ 本事業全体に関する推進体制を、できる限り図等を用いて記載すること。

※ 運営協議会等、研究推進のための全体を統括する協議会等を設置する場合には、その構成員の一覧も記載すること。

(3) 調査研究の内容等

(現状の分析と課題)

※ 児童生徒や学校、地域の現状について、データ等に基づいて分析したものを踏まえて、課題を具体的に記載すること。

(調査研究の内容)

※ 上記「(現状の分析と課題)」を踏まえて課題を設定し、仮説(課題と仮説の関係、仮説を支持する根拠等を含む。)を含めた内容を記載すること。

※ 都道府県・指定都市教育委員会として行う、市区町村教育委員会及び指定校に対する指導、助言及び援助に関する取組等について、具体的に記載すること。

(実施方法・検証・評価・普及)

※ どのような手段や実施方法により、どのような成果・効果が期待されるのか、また、成果を検証・評価する具体的な方法等について記載すること。

※ 事業実施による成果や課題を、都道府県・指定都市教育委員会として、どのように域内へ普及・啓発を図っていくか等について、具体的に記載すること。※ 委託期間終了後にどのように継続的な取組を実施していくか、具体的に記載すること。

(4) 実施計画

時 期	内 容	備 考
※記載例		
○月上旬	第1回運営協議会開催(〇〇について協議・検討)	参加者〇〇人
○月中旬	指導主事による研究指定校訪問指導	訪問先：〇〇
・	・	人数：〇人
・	・	対象：〇〇〇
・	・	
○月中旬	〇〇県人権教育研究推進事業成果報告会の開催	参加者数見込み 〇〇〇人

○月下旬	研究報告書の印刷・配付	対象：○○○ ○○冊 配布先：○○○
------	-------------	--------------------------

- ※ 都道府県・指定都市教育委員会として行う、市区町村教育委員会及び研究指定校に対する指導、助言及び援助や、研究の成果の普及等に関する取組等について記載すること。
- ※ 会議等の開催については参加人数・対象者（教員、地域住民等）、旅費を伴う調査等については人数・目的地、印刷物の印刷・配布については、部数・配布先等を、備考欄に明記すること。

3. 文部科学省との連絡担当者

所属・役職	○○県教育委員会○○課・主任
氏名	文科 太郎
電話番号	03-5253-4111（すべて半角）
FAX番号	03-5253-4111（すべて半角）
E-mailアドレス	jidous@mext.go.jp（すべて半角）

- ※ E-mailアドレスについては、所属部署の代表 E-mail アドレス及び個人 E-mail アドレスの両方を記載すること。

- ※ 所要経費については、「人権教育総合推進地域事業」と「人権教育研究指定校事業」を合わせて、「共通様式2-1」により提出すること。また、第三者への再委託を行う場合は、「共通様式3」及び「共通様式2-2」を提出すること。

Ⅱ. 研究指定校における取組※以下、指定校が複数ある場合は指定校ごとに作成すること。

研究指定校名 : ○○市立○○小学校

1. 学校の概要

学校名	○○市立○○小学校
学級数	○学級（うち特別支援学級：○学級）
児童生徒数	全児童数：○○○人（平成 年 月 日現在）
URL	http://www.……

2. 調査研究のテーマ

（1）調査研究のテーマ

※ 都道府県・指定都市教育委員会としてのテーマを踏まえ、指定校として設定するテーマを記載すること。（都道府県・指定都市教育委員会としてのテーマと同一である場合は同一のテーマを記載すること。）

（2）調査研究のテーマを設定した背景

※ 上記（1）のテーマに基づく調査研究を実施するための問題意識を明確化し、調査研究の方向性を具体的に記載すること。

（3）取り組む人権課題（該当するものに○印。複数選択可）

①女性	
②子供	
③高齢者	
④障害者	
⑤同和問題	

⑥アイヌの人々	
⑦外国人	
⑧HIV感染者・ハンセン病患者等	
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	
⑪インターネットによる人権侵害	
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬いじめ	
⑭性的指向、性自認	
⑮その他（ ）	

※ その他を選択する場合は、取り組む人権課題の内容を括弧内に記載し、右欄に○印を付すこと。

3. 調査研究の推進体制

- ※ 市区町村教育委員会等を含めた調査研究に関する推進体制を、できる限り図等を用いて記載すること。人権教育担当、各教科等の指導担当等間で緊密に連携がとれる体制となるよう留意すること。

4. 調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容等

(現状の分析と課題)

- ※ 児童生徒や学校、地域の現状について、データ等に基づいて分析したものを踏まえて、課題を具体的に記載すること。

(調査研究の内容)

- ※ 上記「(現状の分析と課題)」を踏まえて課題を設定し、仮説(課題と仮説の関係、仮説を支持する根拠等を含む。)を含めた内容を記載すること。

(実施方法)

- ※ どのような手段や実施方法により、どのような成果・効果が期待されるのか、どのような点が先進的なのか等について具体的に記載すること。
- ※ 学校における児童生徒を対象とする取組について記載するに当たっては、対象とする学年や、どの教科・科目においてどのような指導方法により取り組むかが分かるよう、具体的に記載すること。

(検証・評価・普及)

- ※ 成果を検証・評価する具体的な方法等について記載すること。
- ※ アンケートによる児童生徒の変容、指導資料の作成や指導計画の改善など、どのような成果が期待されるのか、具体的に記載すること。
- ※ 成果の検証・評価を行うに当たっては、例えば、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における次の項目について、前年度の結果と事業実施後の状況を比較することが考えられる。
 - ・いじめの認知件数
 - ・暴力行為発生件数また、アンケート調査により評価を行う際に参考となるデータとしては、例えば、次の項目が考えられる。
 - ・自分の気持ちを大切にしようと思うか
 - ・友達の気持ちを大切にしようと思うか
 - ・他人の考えや立場を尊重しようと思うか

- ・友達に嫌なことをしたり、嫌な思いをさせることはあるか
- ・友達が困っているとき自分から助けることはあるか
- ・友達の考えが素晴らしいと思うことはあるか
- ・友達や周囲の人から認められていると思うか
- ・人権を尊重したいと思うか

※ 事業実施による成果や課題を、どのように他の学校等へ普及・啓発を図っていくか等について、具体的に記載すること。

※ 委託期間終了後にどのように継続的な取組を実施していくか、具体的に記載すること。

(2) 実施計画

時 期	内 容	備 考
※記載例		
○月上旬	第1回研究推進会議開催 (○○について協議・検討)	参加者 : ○○人
○月中旬	◇◇◇◇の実施	
・	・	参加者 : ○○人
・	・	対象 : ○○○
・	・	○○冊
○月中旬	研究授業の公開	配布先 : ○○○
○月下旬	研究報告書の印刷・配付	

※ 会議等の開催については参加人数・対象者（教員、地域住民等）、旅費を伴う調査等については人数・目的地、印刷物の印刷・配布については、部数・配布先等を、備考欄に明記すること。

(3) 人権教育に係る年間指導計画

※ 通常、各学校で作成している年間指導計画の写しを添付すること（別添可）。